登記事務の停止について

当局管内法務局において、下記区域に係る土地改良事業について、 土地改良法第54条第4項の公告がされたので、同法第116条の規 定により、下記区域内の不動産の登記については、換地処分の登記が 完了するまで登記事務を停止します。

なお、詳細につきましては、該当庁にお問合せください。

【土地改良事業による換地処分】

庁 名	地番区域	地番	提出日
前橋地方法務局	前橋市上細井町	710番2 ~ 1740番 2 の一部	
前橋地方法務局	前橋市青柳町	893番1~1046番3 の一部	令和7年3月26日
前橋地方法務局	前橋市龍蔵寺町	270番1 ~ 272番2 の一部	